

かいごしよく かんわ しよち
介護職に緩和された処置

ほうりつてきりかい
(法律的理解)



(医政発第 0726005 号 平成 17 年 7 月 26 日)

いしほうだい し かいしほうだい ほけんしじょさんしかんごしほうだい かいしゃく つうち ばっすい
医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について (通知) より抜粋

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さないものによる医業（歯科医業を含む。以下同じ。）は、医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条その他の関係法規によって禁止されている。ここにいう「医業」とは当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を反復継続する医師をもって行うことであると解している。

目

1. 実際に除外された医行為	3
(1) 体温計	3
(2) 血圧測定	3
(3) 軽度な傷について	4
(4) パルスオキシメーター	5
2. 病状が安定している対象者に対して以下の事柄を緩和	6
(1) 病状が安定している対象者とは	6
(2) 緩和された事柄	6
①軟膏の塗布	7
②湿布剤の貼付	7
③点眼薬の点眼	7
④一包化された薬の内服の介助	7
⑤鼻腔（口腔）からの薬剤の噴霧	7

次

3. 日常生活に関する行為について	8
(1) 爪きり	8
(2) 口腔内の汚れの除去	8
(3) 耳垢の除去	9
(4) ストマ〔人工肛門〕内の排泄物の除去	9
(5) 自己導尿	10
<<豆知識>> 綿棒の作り方	11

注

厚生労働省の通知にカット等一部解説を加えております。

じっさい じょがい いこうい
1. 実際^{じっさい}に除外^{じょがい}された医行^{いこうい}為

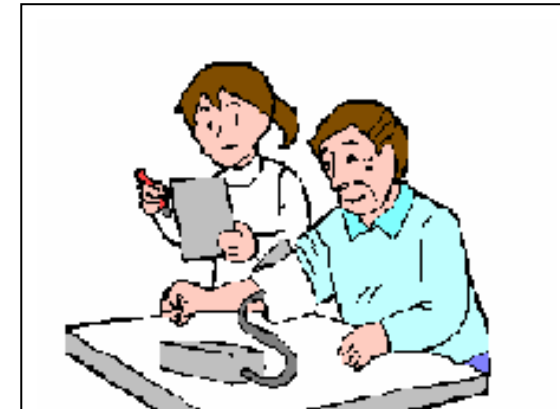
たいおんけい すいぎんたいおんけい
(1) 体温計^{たいおんけい}／水銀体温計^{すいぎんたいおんけい}／

みみしきたいおんけい たいおんそくてい
耳式体温計^{みみしきたいおんけい}による体温測定^{たいおんそくてい}



けつあつそくてい
(2) 血压測定^{けつあつそくてい}

じどうけつあつけい しょう
自動血压計^{じどうけつあつけい}を使用^{しょう}



かいご だいげんそく
※介護^{かいご}の5大原則^{だいげんそく}(1)・・・1人で介護^{かいご}を背負^{せお}い込^こまないようにしましょう。

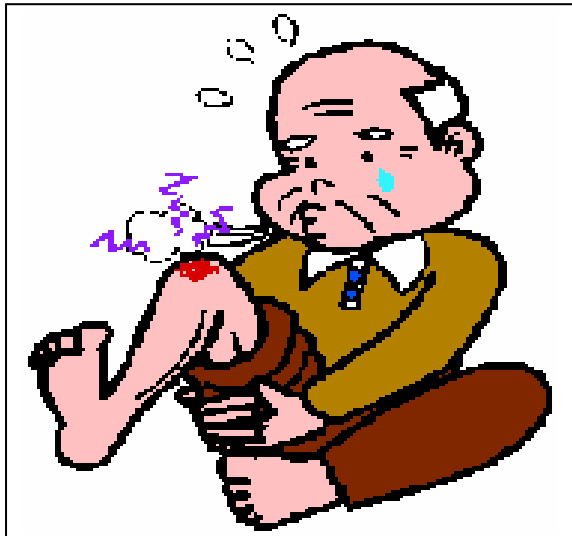
せんもんてき ちしき ぎじゆつ ひつよう
(3) 専門的な知識や技術を必要としない

けいど
軽度の

きりきず
切り傷。
すりきず
擦り傷。
やけど
火傷。

しよち
を処置すること。

おぶつ よご こうかん ふく
(汚物で汚れたガーゼの交換を含む。)



ちゆうい
～注意～

じょくそう しよち
褥瘡の処置はできません。

かいご だいげんぞく せっきよくてき りよう こころ
※介護の5大原則(2)・・・積極的にサービスを利用するように心がけましょう。

(4) ^{どうみやくけっさんほうわのうど} 動脈血酸飽和濃度を計るため、
^{はか}
^{そうちやく}
パルスオキシメーターを装着すること。

※ ^{たん きゅういん} 痰の吸引... ALS (^{きんいしゆくせいそくさくこうかしょう} 筋萎縮性側索硬化症)

^{きん} 筋ジストロフィー (^{くんれん う} 訓練を受けた者 ^{もの たんとう} が担当)



＜お知らせ＞

「ルミエールケアからのエール！！」 ^{しはんき} 四半期ごとに ^{はっこう} 発行しております。

「ルミエールケアからのエール(別冊) ^{べっさつ} 栄養士がお答えする栄養情報」 ^{まいつき} 毎月10日に発行しいております。

ホームページアドレス <http://www.lumiere-care.com/> ホームページも定期的に更新しております。

併せて是非ご覧ください。

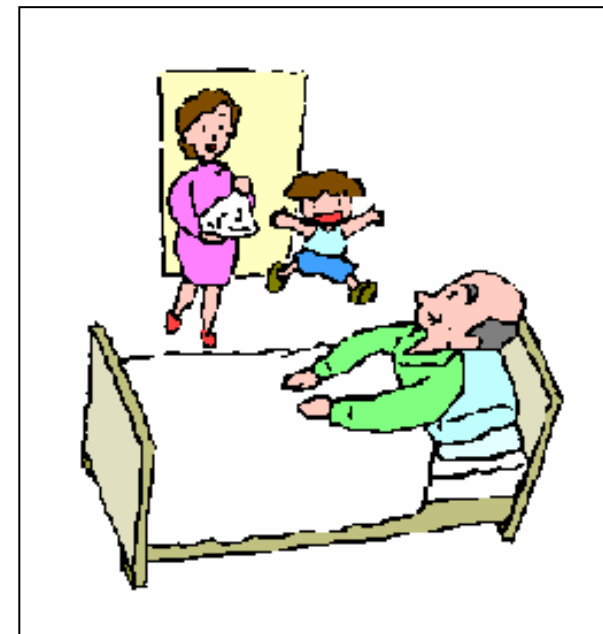
2. 病 状 が安定している対象者に対して 以下の事柄を緩和

(1) 病 状 が安定している対象者とは

① 病 状 が安定しており急変予測がない。

② ご嚔の恐れがない。

③ 本人・家族の承諾。



※介護の5大原則(3)・・・現状をしっかりと理解して、受け入れましょう。

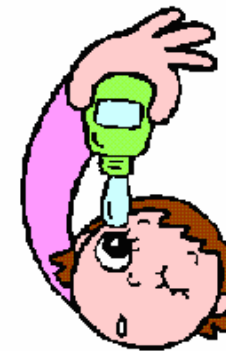
かんわ ことがら (2) 緩和された事柄



なんこう と ふ
① 軟膏の塗布



しっぷざい ちょうふ
② 湿布剤の貼付



てんがんやく てんがん
③ 点眼薬の点眼

じょくそう のぞ
(褥瘡は除く。)

④ いっぽうか くすり ないふく かいじょ ぜっかじょう しょう ふく
一包化された薬の内服の介助。(舌下錠の使用も含む。)

⑤ びこう こうくう やくざい ふんむ
鼻腔(口腔)からの薬剤の噴霧。

※ かいご だいげんぞく (4) …… かいご かわ きも りかい ぞんちょう
介護の5大原則(4) …… 介護される側の気持ちを理解し、尊重しましょう。

にちじょうせいかつ かん こうい
日常生活に関する行為について

(1) つめ つめ
爪きり (爪にヤスリをかける)



ただし

- ・ まづめ みずむし つめ いじょう ばあい
巻き爪・水虫などの爪の異常がある場合
- ・ つめ しゅうい ひふ かのう えんしょう ばあい
爪の周囲の皮膚に化膿や炎症がある場合
- ・ どういようびょう しっかん ともな
糖尿病などの疾患に伴う、
せんもんてき かんり ひつよう ばあい
専門的な管理が必要な場合

はできません。

(2) こうくうない よご じょきよ は めんぼう
口腔内の汚れの除去 (歯ブラシ・綿棒など)



ただし

- ・ しにく えんしょう しゅっけつ しにくえん
歯肉の炎症による出血・歯肉炎
- ・ ししゅうえん しそうのうろう
歯周炎・歯槽膿漏

などの歯周病等が

じゅうど ばあい
重度な場合は

できません。

(3) ^{みみあか} ^{じよきよ}
耳垢の除去



ただし



^{じこうせんそく} ^{じよきよ} ^{いし} ^{まか}
耳垢栓塞の除去は医師に任しましょう。

^{じこうせんそく}
耳垢栓塞とは？

^{みみあか} ^{しぜん} ^{がいじどうがい} ^{はいしゅつ}
耳垢は、ふつう自然に外耳道外へ排出されますが、

^{はいしゅつ} ^{がいじどうがい} ^{じょうたい} ^{じこうせんそく}
排出されず、外耳道外をふさぐほどになった状態を、耳垢栓塞といひます。

(4) ^{そうぐ} ^{はいせつぶつ} ^す
ストマ装具のパウチにたまった排泄物を捨てること。

ただし



^{ようそうぐ} ^{そうちやく} ^{いこうい}
ストマ用装具の装着は医行為なのでできません。

^{はだ} ^{せつちやく} ^{とりか}
肌に接着したパウチの取替えもできません。

(5) 自己導尿

自己導尿を補助するため、
カテーテルの準備・体位の保持などを行うこと。

ただし

→ カテーテルの挿入はできません。

以上の日常生活に関する行為は

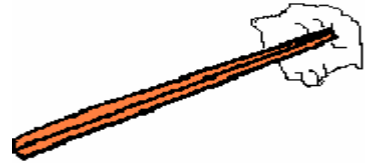
それぞれに注意する点はあるものの可能となりました。

※介護の5大原則(5)・・・出来るだけ楽な介護のやり方を考えましょう。

まめちしき
《豆知識 歯磨き用の綿棒の作り方》

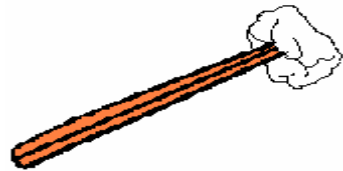
ようい わ ぼし わた
用意するものは割り箸と綿！！

手 順



わた て はんぶん
1. 綿を手のひらの半分くらいとります。

わ ばし わた すこ ま
2. 割り箸に綿を少し巻きつけて



わ ばし さき わた
3. 割り箸の先に綿をかぶせて



わ ばし ま かんせい
4. 割り箸をまわして巻きつけて完成。



ほん
← 2本つくっておはしをもつようにすると綿が落ちない。

ねが
《お願い》

なに ふめい てん ぎもん えんりよ と あ くだ
何か不明な点・疑問などがありましたら、遠慮せず (06) 6949-3729 までお問い合わせ下さい。